

平成25年 8 回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成25年12月16日（第8日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	川 崎 一 平	10 番	秀 島 和 善
2 番	前 田 弘 次 郎	11 番	井 崎 好 信
3 番	溝 口 誠	12 番	大 串 弘 昭
4 番	大 串 武 次	13 番	内 野 さよ子
5 番	吉 岡 英 允	14 番	西 山 清 則
6 番	片 渕 彰	15 番	岩 永 英 毅
7 番	草 場 祥 則	16 番	溝 上 良 夫
8 番	片 渕 栄 二 郎	17 番	久 原 房 義
9 番	久 原 久 男	18 番	白 武 悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	杉 原 忍
教 育 長	江 口 武 好	総 務 課 長	百 武 和 義
財 政 課 長	片 渕 克 也	税 務 課 長	吉 原 拓 海
企 画 課 長	相 浦 勝 美	住 民 課 長	一ノ瀬 清 雄
保 健 福 祉 課 長	堤 正 久	長 寿 社 会 課 長	片 渕 敏 久
環 境 係 長	稲 富 道 広	水 道 課 長	荒 木 安 雄
下 水 道 課 長	赤 坂 和 俊	産 業 課 長	赤 坂 隆 義
農 村 整 備 課 長	嶋 江 政 喜	土 木 管 理 課 長	小 川 豊 年
建 設 課 長	岩 永 康 博	会 計 管 理 者	岩 永 信 秀
学 校 教 育 課 長	北 川 勝 己	生 涯 学 習 課 長	本 山 隆 也
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 串 玲 子		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴 崎 俊 昭
議 事 係 長	吉 岡 正 博
議 事 係 書 記	片 渕 英 昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
10番 秀 島 和 善 11番 井 崎 好 信

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案質疑

議案第81号 平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第82号 平成25年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

議案第83号 平成25年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 平成25年度白石町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第85号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第86号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第88号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第89号 教育委員会委員の任命について

議案第90号 白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について

日程第3 請願審議

請願第1号 2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて、備品扱いとするよう求める請願について

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、秀島和善議員、井崎好信議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案質疑に入ります。

議案第81号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

今回、国民健康保険について、療養交付金の補正が行われています。この療養給付金というのは、去年の件ですが、決算が去年の予算から見て24年度の決算が116%の伸び率じゃなかったかなあと思っています。今回の25年度の予算については、予算に対する予算のですからマイナス6%程度ですが、現実には決算よりも大幅な減額の予算でした。今回の補正ということで療養給付費交付金が3,000万円強のお金が補正をされて交付金として上がっています。それから見ると、ちょっと予算の立て方が若干ちょっとものすごく現実とは離れているような気がしています。現実にも21年度あたりは多分400人ぐらい退職者の方はいらっしゃって、24年度については多分500人ぐらいいらっしゃって、三、四年の間に100人ほど退職者の方がふえています。それからすると、予算の立て方が若干ちょっとおかしいのかな、それとも私が仕組みがよくわかりませんのですけれども、全体の枠の中での仕組みですからなんですが、予算について、今後の予算の立て方についてと、それから今回の予算にしても交付金が今回出されていることについてちょっと違和感を感じています。その点についてお願いします。

○一ノ瀬清雄住民課長

お答えをさせていただきます。

歳入の現年度分の退職者医療費交付金でございます。今年度当初予算で1億7,588万9,000円ということで算出をさせていただいております。23年度の決算が1億7,668万1,000円ということでございました。先ほど議員申されますように24年度の決算につきましては1億9,182万4,000円ということで今年度の当初予算より大幅な決算、24年度の決算が伸びております。予算編成をする段階で見込みを前年の12月ぐらいに予算見積もりいたしますけれども、その時点である程度は医療費等の伸びに対して、収入については退職者の国保税を除いた医療費の分については社会保険診療報酬支払基金のほうから交付がされるような仕組みになっております。そういうことで、その時点である程度の伸びを見とくべきだったかもわかりませんが、当初予算の1億7,500万円程度で大丈夫だろうということで試算しておりましたけれども、決算でも伸びましたし、今回、補正をお願いする時点でも歳出の部分で大幅な伸びた月が何月かございます。そういう部分でございますので、今回補正をさせていただいてる次第でございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

見通しもそうだったと思います。去年の、じゃ決算の、12月の補正はどうだったかなというふうな数字を見ると、1億9,000万円に既になっていました。それからすると、ちょっと予算の立て方は大幅な見通しが甘かったかなあとという気がしています。

今度26年度に関しては、少しその辺のところをちょっと切りかえて立てる必要があるかなあというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○一ノ瀬清雄住民課長

御指摘、念頭に入れて、今後見通しを立ててまいりたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

補正予算書の8ページです。2点、この8ページでお尋ねをします。

2目の退職被保険者等療養給付費ということで、今回19節負担金補助及び交付金において説明に退職被保険者療養給付費2,267万9,000円ということで大幅な補正がなされておりますけれども、この点でこの退職者被保険者世代、何世帯の方たちがこの部分に該当しているのかということと、医療内容についてこの2,267万9,000円というのがどういう医療給付で出されているのかということをお尋ねしたいと思います。あわせて、その下の下段の退職被保険者高額療養費1,083万1,000円というところでも同様ですけれども、どの世代が何割ぐらいいらっしゃるって、医療内容としてどういう内容が含まれているのかお尋ねします。

○一ノ瀬清雄住民課長

お答えをさせていただきます。

退職者医療につきましては、退職された方で65歳未満の方が該当されるわけがございますけれども、階層で申しますと、やはり60歳から65歳までが、平成25年5月で医療費の分析が国保連合会のほうでなされます。その資料で一月分でございますけれども申し上げますと、60から65歳の部分で2,156万6,000円程度が医療費としてかかっておられます。そして、その扶養者の方も該当されるんですけども、その50歳から59歳の段階で88万6,000円、40歳から49歳の被保険者のその家族の方でいらっしゃる家庭が3万1,200円、30歳から39歳が10万円程度、あと20歳代が4,000円、10歳代が5万4,000円、ゼロ歳から9歳の被保険者がその世帯に含まれておられる方が1万3,000円ということで、ほぼ60歳から65歳までの方々が該当されるかと思っております。

そういうことで、あとどういう医療給付かということでございます。先ほど申しましたように5月診療分については2カ月おくれの7月に支払いをするようになっております。そういうことで、その5月が一番医療費が高く、昨年5月診療分、7月に支給をするんですけども、昨年は1,200万円程度でございましたけれども、25年度の7月の支給分は1,700万円ということで、500万円程度大幅に伸びております。それともう一件、10月に支給した分、これは8月に診療月でございまして、この部分も昨年は990万円、1,000万円程度でございましたけれども、今年度が1,500万円、この二月が非常に伸びている月でございまして、あとは毎月少し伸びておりますけれども、ほぼ前年同様でございまして、この二月につきましては、100万円以上のレセプトを確認を

させてもらったところは、7月支給分については、お一人で700万円程度の医療費がかかっておられる方がいらっしゃいます。そして、ほかにも7月については大きな医療費がかかっておられる方もいらっしゃいますし、また10月に支給した分についても100万円以上のレセプトの方が1名いらっしゃいます。そういうことで、どういう病気かと申しますと、新生物ということで、両方ともがん系統でございます。そういうことで昨年の支給月から申しまして世代ではそういう世代でございますが、何人、何世帯というのは、申しわけございません、何世帯、今、退職者医療に該当する方は510人ございます。当初予算では527人見込んでおりましたけども、補正の時点では510人ということで、この世帯が何世帯というのは、申しわけございませんが510人の中で病院にかかれてお支払いをした部分が一月一番多い月で1,700万円、そして次の多い月が1,500万円、平年であれば1,200万円から1,300万円程度の支払いをいたしてる状況でございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第82号「平成25年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」について質疑ありませんか。

○井崎好信議員

集落排水特別会計のこの料金のシステムがどうなっているかということをお伺いしたいんですが、この質問をお伺いするのも、今回一般会計の補正で特定環境保全公共事業の減額補正がなされておりました。その理由としては、下水道料金システムが杵藤広域圏の組合の電算センターにシステムに参加するというようなことで減額補正が2,094万円でしたか、されとったわけでございまして、この料金、集落営農システムが同じ料金システムなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

お答えをさせていただきます。

農業集落排水施設の使用料システムの件でございますけれども、今回、将来を見込んで杵藤地区広域市町村圏組合の電算センターのほうに参加すると、そして料金一元化は平成27年7月から水道課のほうに料金賦課委託をして取り組んでいきますよということを御説明したと思いますけども、農集につきまして現在使用料のシステムが単独でございます。これは旧町時代からのシステムを利用しているわけですけども、それは27年4月から公共下水道におきまして農業集落排水におきまして使用料の一元化を図っていくということで、その間はその単独システムを利用しながら取り組んでいきたいと。それで、27年4月からは広域電算のほうのシステムのほうで農集も同じく一元化ということに考えております。

○井崎好信議員

そうしますと、平成27年4月からはそういうシステムに移行によって一般会計からの繰出金が少なくなるというふうな理解でよろしい、この農集に対しても、そういう理解でよろしいですか。

○赤坂和俊下水道課長

今回、単独で使用料システムを導入するということで一般会計からお願いしておりましたが、そこは今回、広域の電算のほうに切りかえましたので、当然経営のほうですね、下水道の経営の中で汚水管理費の中でその必要な負担の分は支払っていくということになると思います。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原房義議員

8ページですね、汚水処理施設の管理費ということで今回下区地区と牛屋地区の修繕料298万7,000円ということでございますけども、これは一般質問でもあっておったかと思っておりますけども、こういった施設の修理費等については恐らく使用料からの充当はないというふうに思っております。したがって、公費負担での修繕料ということになるわけでございますけども、もう一方の合併槽については全て修繕料等については個人負担だという、その部分が大きく集合、こういった農業集落も公共下水も一緒ですけども、その辺が大きく違う点だと思っております。そういうことで、個人の合併槽については、もし故障なりいろいろ来た場合には個人でもって負担をしないかんと。そういったものを是正しようということで合併当初は町管理型でしたか、そういう不公平感がないようにということで町での設置管理型を選択をしたあったわけですけども、それもなかなか町で管理するというのは非常に難しいということで上乗せ補助にまた変わったわけですけども、根本的にこういった修繕料については、こういった集合処理については公費負担だと、しかし合併槽については個人負担だと、そこが不公平感を招いておる一番の要因じゃなかろうかと思っておりますけども、そういった面での公平性を保つという観点からいけば、こういったもろもろの修繕料等については使用料に含めて徴収をするという方式に見直さないというと、これはいつまでたっても不公平感というのは是正されないというふうに思っております。その点についての見解はいかがでしょうか。

○赤坂和俊下水道課長

お答えさせていただきます。

今回、修繕料として298万7,000円増額補正をお願いしておりますけども、先ほどの御質問で修繕料については一般会計からの繰入金ということで申されましたけども、

汚水処理管理費の需用費、修繕料あるいは光熱水費ですね、委託料、管理委託料ですね、汚水処理管理費の全てについては使用料で賄っております。この部分については一般会計からの繰り入れは一切ございません。今、使用料等について剰余金が出た場合とか、消費税還付金が出たときとか、維持管理基金のほうに積み立てをしております。そこで、もしそういったことで不足が生じた場合は、維持管理基金の一部を取り崩しながら現在管理のほうをやっているところでございます。

以上でございます。

○久原房義議員

しかし、現実的には使用料で賄うということでしたけども、使用料で賄うということは、当然こういった維持管理費の黒字化にならないということ、当然基金にも積み立てができないわけでしょう。恐らく今現在でも使用料でそういった維持管理費等について十分賄えておるということであれば基金積み立てもできますけども、恐らくその部分だけ見れば赤字でしょう。ですから、こういったこの修繕料については当然賄えていないと、現状ではね、そういうことになろうと思うんですけども、どうですかね。

○赤坂和俊下水道課長

経営の中には資本費と維持管理費とございます。資本費というのは、建設をしましたので、それに伴っての償還が発生しておりますけども、その償還については公債費という形で一般会計から繰り入れをお願いしておりますけども、この維持管理だけ考えてみますと、使用料で賄うのがほとんど原則だということで現在考えておりますけども、ただそこを維持していくためには接続率の向上といたしましうか、やはり以前からも申し上げていますが70%ほど少なくとも接続率を上げていかないと安定した経営にならないのかなという考えを持っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

事業変更内容のところでも今も関連するかもわかりませんが、変更内容に施設整備繰出金とシステムの改善と2つありますが、受益者数及び負担金の額の確定によりと、これは個人の負担金から、そういうようなものから成り立っているということでしたけれども、これは減額となっておりますので、予定よりも下がっているということかなと思いますが、ちょっと私が理解が悪いかもわかりませんが、その辺について予定は何人ぐらいで減額があったのは何人ぐらいになった、予定よりも下がったという意味に捉えていいんですかね。

○白武 悟議長

何ページですかね。

○内野さよ子議員

済みません、今の下水道の関連で今話したんで。

○白武 悟議長

それは公共。農集ですか。

○内野さよ子議員

農集。

済みません、特定環境を見ました。

○白武 悟議長

特定環境、後のほうでございますので。

○内野さよ子議員

済みません。

○片渕克也財政課長

先ほどの久原議員の考え方について若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、一般会計からの繰出金は、基本的には施設の整備費と公債費の部分というふうな考え方をしております。ただ、接続率の問題もございまして、使用料で全額を賄っていただくことが大原則というふうに考えております。ただ、そのところで年度において若干不足が生じた場合、一般会計から総務管理費なり施設の管理費なりに繰り出しをしているというようなところでございます。将来的には公債費がある程度さばけていきますと、計画的には平成、先になります、ちょっと間違ったらごめんなさい、平成35、6年ぐらいには黒字に転向していくというふうにしております。

以上でございます。

○久原房義議員

今、財政課長がおっしゃられたとおりで、そういうふうには一応理解はするんですけども、黒字化するまでには相当な年月がかかるわけですね。したがって、黒字化するまでの相当な年月の期間というのは、当然これは公費で充当していかなくちゃいかんということですから、その辺も個人の合併槽の場合は黒字であろうと赤字であろうと関係なかわけですね、もう一切修理費については個人負担でやってくださいということですから、そこらの公平性を保つということになれば、ある一定のそこには是正策というのを設けていかないというと、町民の皆さんからはいつまでたっても不公平じゃないかという声が出てくるわけですね。果たして本当に黒字化、70%が一応維持管理費の大体の損益分岐点になっておりますけども、果たしてなかなかこれから先も、これは農集だけじゃなくて次の特環のこともございますけども、本当に70%いくのかどうかというのが非常に不安であるわけですね。70%いかなくて、ずっと70%を

将来的にもずっといつまでたっても70%に到達しないということでは、これは相当な財政からの持ち出しというのが出てくるわけです。これはいつになるかわからん、10年後か20年後か30年後かわからん、その間ずっと個人で設置された合併槽がずっとその間ずっと我慢して自分で処理をしていかんといかん、そこらが不公平だと。70%ラインというのが約束されればいいんですけども、これはもう未知数ですから、なかなか。原則は原則としてわかるんですけども、そこまでいくには相当な道のりがあるわけですよ。だから、個人の合併槽等についてももっと検討して、不公平感のないような形をとっていただかんと、今から先も恐らく相当70%ラインというのが非常に、特に今特環をやっておりますけども、非常に厳しい数字だというふうに見ております。そういうことから、やっぱり総合的にもっともっと環境整備は当然進めていかなくちやいかんわけですけども、町民の皆さんのそういった不公平感がないように、要するには不公平感のないような対策を十分考えていただきたいというふうに思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第83号「平成25年度白石町特定環境公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

7ページ、施設整備繰入金のマインスの694万円、受益者数の確定と負担金の確定でということですけども、実際の受益者の減がどれぐらいあったのか、基本的には公共下水は全員加入というのが原則でしょうけども、その中でどれぐらいの未加入者があったのかお伺いをいたします。

○赤坂和俊下水道課長

お答えをさせていただきます。

今回、受益者負担金におきまして、受益者数の数がふえましたよということで御説明いたしましたと思いますけれども、それに伴って施設整備繰入金が減額になったということでございます。そこで、当初よりどうやってふえたのかということになりますけれども、今、白石駅前ですね、県道武雄福富線ですけども、拡幅と歩道設置がなされております。そこで、武雄土木事務所と協議しながら拡幅した歩道の中に下水道管を埋設するように協議をさせていただいております。当然用地買収が終わった後に、あるいはある程度形ができた段階で歩道の舗装がなされる前に入れようということで協議を進めておりますけれども、その中で元法務局の近くなんですけども、2軒の土地について、まだ用地の交渉が済んでおりません、まだ相当時間がかかるというようなお話も聞いております。そこで、その分を協議の中で多分遅くなるだろうと、私たちも歩道に入れるのを考え方を改めて南の歩道に入れる計画してたんですけども、それを

法線を変えて北のほうに、将来歩道になるところに法線を変えないと、もう間に合わないんじゃないかなということで協議をしていたんですけども、そこでその間、工事をするところにかかわる受益者の戸数が126軒ございました。この方につきましては、来年の26年5月から供用開始をできないだろうかということで説明会等もしたんですけども、やはり当初12月ということで話はしてあったでしょうということで、いろんな要望とか希望も出てきまして、ぜひ12月に供用開始をさせてくださいというふうな話がありました。ですので、ちょっと用地のほうですね、多分見込みがちょっと立たないだろうと、下水道課としては法線を変えなければちょっと供用開始が大分おくれてくると、その関係者には、ですので思い切って法線を変えております。その部分が当初の予算ではそういうことで含めておりませんでしたけども、法線を変えたために今年12月には流せる状況になりましたので、その126軒がまずふえてきております。

もう一点が、負担金につきましては、その方が供用できる年度から3万円を5カ年間で納めていただくというのが基本原則というのは、供用開始時は負担金が発生しません。それで、排水設備工事の工事費も入ってきます。使用料も入ってくる、負担していただくということですね、一時的に経済的な負担が大きくなるものですから、なるべく受益者負担金については分割でという基本でいますけども、一括で納めますよという方が結構おられました。全軒数に比べて54%ほど、結構540軒に対して291軒ですので、その一括15万円に対する増額にもなってきましたので、その分が3,490万円というふうにちょっと大きくなっております。合わせまして3,800万円ほどの金額になりましたので、今回受益者負担金を増額させていただきまして、一般会計から起債で対応できない分、事務費とか人件費とかの一部を一般会計からお願いしてるんですけども、その分の繰入金を減額させていただいたところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

地域の変更という話ですけども、それは別に国の申請の部分にはひっかからない地域だったんでしょうか。

それともう一つ、接続、供用開始が始まりました。今年度までに大体何軒ぐらいの地域が供用開始になるのか、それに対して接続に関して問い合わせ、どういう問い合わせが来てるのか、その2点をお伺いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

国の申請ということですかね。法線を変えたところの工事については、当時から工事をするという申請をしておりましたので、その分については変更にかかわっての問題点は出てきておりません。

それから、今回の12月に供用開始した軒数ですけども540軒となっております。これは第1期事業計画区域の約46%ほどになると思います。

それから、こういった供用開始に向けて皆さん方からの御意見等はないですかということですけども、排水設備は皆さんしていただいていると思います。その中で白石地

域で供用開始が主だということで、町内にも18業者排水設備工事指定店がございますけれども、なるべく知った方がいいというような御意見で、ある業者の方に集中しているところもございます。私たちのところに相談来られた方には、ほかに優秀な技術の方もいらっしゃるしますので、そういう方を紹介したり、なるべく早目に希望される方がスムーズに排水設備工事ができるようなお話はさせていただいてるところでございます。

○溝上良夫議員

五百何世帯かの接続される、すぐにされるのかどうかは別として、今話を聞くと、大分前からもう頼んでるのに出てきてももらえないというふうな話も聞きます。それと、消費税の問題ですね、3月までにしたいという人がどれぐらいいらっしゃるのか、そういうところで業者が偏るといのは、そりゃしょうがないことだと思いますけども、それに関して町は責任ないかもしれません、業者の問題かもしれませんけども、そういうことで町民の方から苦情が来るのは町にも来るはずでもんね、そういうときの対処としてはどういうふうな考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

下水道に関するいろんな相談ということで、昨年10月からですか、下水道何でも相談という窓口、通常いつもそういうふうな対応をしてるんですけども、そういうことで今回の排水設備工事だけでなくいろんな御質問等にお答えをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第84号「平成25年度白石町水道事業会計補正予算(第3号)」について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第85号から議案第87号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

○大串武次議員

議案第87号で大田尾一美さんですか、この方が住所が大町になっていらっしゃるわけですが、町外の方でも評価委員として問題ないのかお尋ねしたいと思います。

○百武和義総務課長

大町町の住所になっておられますけども、これについては問題ございません。

○久原房義議員

委員の方については、どなたも立派な方ばかりだというふうにお見受けをいたしますけども、ただこの固定資産評価審査委員会の開催と申しますか、特に固定資産についての異議申し立て等があった中でこの委員の方、委員会を招集したりということで、そういった異議申し立てのそういったものをいろいろ解決するための一つの役割を担っていただくということだろうというふうに理解しておりますけども、そういった事案が今年度なら今年度でも結構です、どの程度あったものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○百武和義総務課長

この固定資産評価審査委員会委員さんというのは、先ほど議員おっしゃったように固定資産課税台帳に登録をされました価格に関して不服があった場合に、それを審査決定するために地方税法の規定により市町村に設置することということになっておりまして、それで設置をいたしております。それで、委員会開催の事案はあるのかということでございますけども、合併以来、この不服申し立てによる委員会の開催はやっておりません。ただ、年に1回、不服申し出がなくても会議内容はおおむね当該年度の課税状況等とか、そういった報告という形ですけども、年に1回は委員会を開催をいたしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終了します。

議案第88号「人権擁護委員候補者の推薦について」質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第89号「教育委員会委員の任命について」質疑ありませんか。

○久原房義議員

この議案第89号はあれですかね、後でですかね、何か投票でののは、最終日ですか。

○白武 悟議長

最終日です。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認め、質疑を終了します。

議案第90号「白石町立北明小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事請負契約の変更について」質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、請願審議に入ります。

請願第1号「2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて、備品扱いとするよう求める請願について」質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論ありませんか。

○内野さよ子議員

先日、来年4月に購入をされる備品扱いとするよう求める請願ということで議題が上がってございましたけれども、私はその点についてちょっといろいろ疑問点もありますし、今回は反対討論としたいと思っています。

学習パソコンの導入についてということですが、このことについては議会の中でもちょっと疑問点も多いということで問題になりました。県の教育委員会は来年度このようにして1年生になる6,800人に対して導入するタブレットの端末についてということ既に決定をしています。白市町議会においては、保護者等から5万円は高いのではないかとということで備品扱いにするようにということで請願も上がっているようです。そのことについて、県の教育委員会に白石町議会として疑問点についての照会を今回しています。その点について備品として整備できない理由についてはどうかということについてしておりますが、備品として整備した場合、基本的に学校の授業の中に限定をされるということで期待する教育効果が見られないということ判断したところです。家庭での学習ができないということになりますと、できなければ購入できる人たちがまた家庭でも買うことになったりすることもあり、さらに格差もできるのではないかと考えています。

それから、2点目については、5万円とする根拠について、学習用のパソコンは現時点では導入期にあるため、少々高いようにも思います。けれども、国においては今後推進の方針がなされており、近い将来、急速かつ大規模に普及するというふうに判断をされています。5万円を超えた場合は、その超えた分を公費で負担するということも決定をされています。

3点目に、低所得者対策について、佐賀県育英資金の拡充あるいは分割払いというようなことをさまざまな点で可能な対策をとられているように思います。

以上、保護者への説明を12月17日から21日までに県内5カ所でできないということを行っていくということがあっています。このことについて、丁寧な説明を続けられるということに期待をしていますので、総合的に考えて、今回については請願につい

ては反対ということで討論いたします。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

○秀島和善議員

私はこの請願について賛成の立場で討論をさせていただきます。

佐賀県教育委員会は9月3日に来年度から県立高校の全入学生に標準教材としてタブレット端末を購入してもらおうと発表した。ITC教育に力を入れることで子供たちの学習意欲や学力の向上につながることは理解し、佐賀県の取り組みには大いに期待するところがある。しかしながら、高校入学の際には教材購入や制服代、部活動関係費など高額な支払いがあるため、各家庭において資金調達に大変苦勞されている実情がある。さらに、燃料代や電気代など値上げやそれに伴う生活必需品や食料品の値上げ、来年4月からの消費税率3%アップの予定など、来年度から生活がより厳しくなっていくことが見込まれている。また、タブレット端末を各個人で購入した場合、毎月の通信料も各家庭へ新たな負担となる。もちろん端末の基本ソフトはウィンドウズ8に決めており、ハードのメーカーや導入するデジタル教材など入札で決定される。しかしながら、個人の自己負担額が5万円を下回ることはないとのことであった。生徒の学習意欲や学力の向上を目指すべきであるが、このような負担を強いることについて現在の中学生の保護者への説明が一切ないことは非常に遺憾である。各家庭への負担を考えれば、佐賀県教育委員会が進める個人での購入は撤回し、佐賀県タブレット端末を購入し、学校内部での生徒への貸与とすることを求める。そのことを強調し、賛成討論とさせていただきます。各議員の御理解と御協力よろしくお願ひいたします。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終了し、採決をいたします。本案は「2014年4月に県立高校に入学する生徒が使用する学習用パソコンについて、備品扱いとするよう求める請願について」であります。本案を採択することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

これで議案質疑を終了します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日で議案質疑が終了しましたので、第9日目のあす12月17日は議案調査のため休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

10時24分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年12月16日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 秀 島 和 善

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭